

本庄市環境保全条例第15条第2項に基づく意見（案）について

○概要

令和4年1月11日に通知しました(株)エコスファクトリーの産業廃棄物処理施設の設置の件について、令和4年3月17日付けで廃棄物等処理事業地域説明会開催報告書（以下「報告書」）が本市に提出されました。そして、本庄市で報告書を3月18日～4月7日（14日間）まで縦覧した後、4月8日～4月18日（7日間）まで、関係住民（※1）が市に意見を提出できる期間がありましたが、意見の提出はありませんでした。

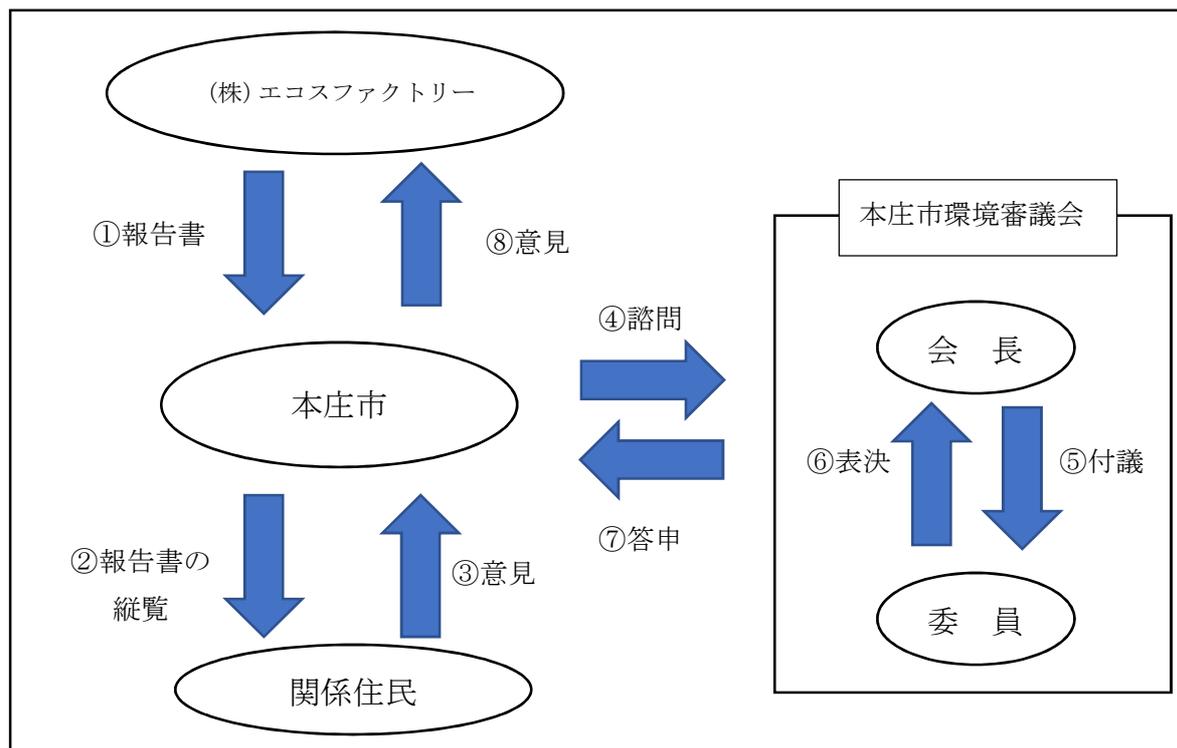
今後の手続き（※2）として、本庄市環境保全条例第15条第2項に基づき、市は(株)エコスファクトリーに対して、周辺環境のために必要な事項を記載した意見を送付することとなっております。そして、意見を送付するにあたり、事前に本庄市環境審議会の意見を聴くことが同条例第15条第3項で定められています。

今回は、(株)エコスファクトリーに対する市の意見書（案）の内容について、書面にて表決していただくものです。具体的な内容は次ページをご覧ください。

※1 関係住民とは・・・

- ・ 関係地域に住所を有する者
- ・ 関係地域に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- ・ 廃棄物処理事業を実施しようとする場所に隣接する土地及び建物の所有者
- ・ 関係地域にその区域の一部又は全部がある自治会を代表する者
（宮内、飯倉及び神川町の一部）

※2 手続きイメージ図（番号は手続きの順番）



○市の意見書（案）の具体的な内容

(1) 地域の生活環境の保全を図ることを目的として、(株) エコスファクトリーは本庄市と廃棄物等処理事業協定（以下「協定」）を締結するよう意見するものです。この協定を締結することにより、万が一協定内容に抵触する事案が発生した場合、本庄市は相手方に対して協定に基づき改善するよう求めることができるため、下記のとおり市の意見書に記載するものです。

なお、具体的な協定の内容等については、次回開催される環境審議会の審議事項となります。

【意見書に記載する内容】

「株式会社エコスファクトリーは本庄市と廃棄物等処理事業協定を締結すること」

(2) 今回、(株)エコスファクトリーによる地域説明会の開催時、関係地域内にある全ての自治会等から、事故発生時の報告及び迅速な対応を求める旨の意見が提出されていますので、下記のとおり意見書に記載するものです。

【意見書に記載する内容】

「事故等により、環境が悪化し又はそのおそれがある時は、直ちに応急の措置をとるとともに、関係機関及び関係する自治会等に報告すること」